

第2期 松戸市子どもの未来応援プラン

松戸市子どもの貧困対策計画

令和4年度～令和6年度



令和4年3月
松戸市

第1章 計画策定の概要

計画策定の背景と目的

松戸市では、子どもの貧困対策をさらに推進していくため、平成30年3月に策定した「松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）」の見直しを行い、「第2期松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）」を策定しました。本計画では、第1期計画における基本目標や基本施策を継承した取組を踏まえつつ、引き続き全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいけるよう、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進していくことを目指します。



子どもの貧困の概念

日本をはじめとする先進国においては、文化水準や生活水準と比較して困窮した状態を示す「相対的貧困」という視点で貧困問題をとらえる必要があります。子どもの貧困とは、相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指します。日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困にあり、特にひとり親世帯では約2人に1人が相対的貧困であるなど、その状況は依然として厳しいものとなっています。

計画期間と対象

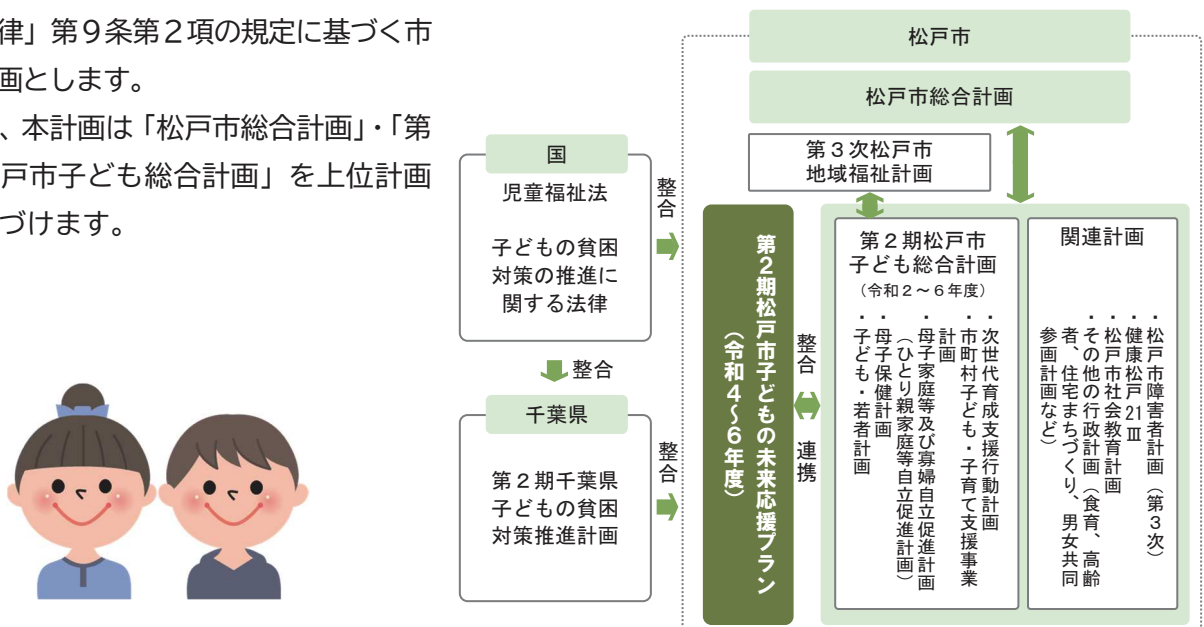
- 本計画は令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とします。
- 概ね18歳未満の子どもの家庭を対象とします。
- ※ 現在生活困窮状態にある子どもとその家庭はもちろんですが、誰もが生活困窮に陥る可能性があるという考えのもと対象者は広く捉えます。

計画の位置づけ

本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく市町村計画とします。

また、本計画は「松戸市総合計画」・「第2期松戸市子ども総合計画」を上位計画に位置づけます。

○本計画と他計画との関係

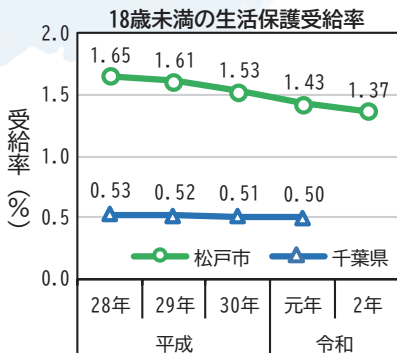


第2章 松戸市の子育て世帯を取り巻く環境

松戸市の子どもの状況

生活保護の受給状況

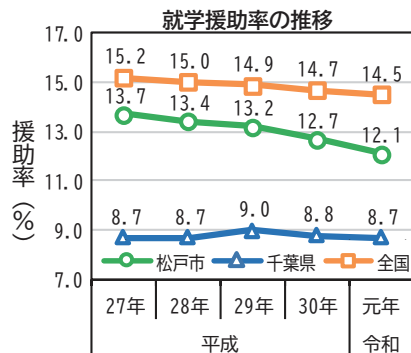
- ・18歳未満の生活保護受給率は松戸市と千葉県ともに減少傾向です。
- ・松戸市は千葉県と比較すると受給率は高い水準となっています。



資料：総務課、生活支援課資料、厚生労働省「被保護者調査」

就学援助の認定状況

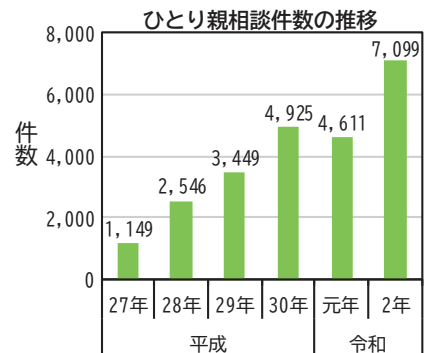
- ・就学援助の認定状況は、松戸市は減少傾向です。
- ・松戸市は千葉県と比較すると援助率は高い水準となっています。



資料：学務課資料

ひとり親相談件数の推移

- ・母子・父子自立相談員が応じるひとり親相談件数は、増加傾向にあり、令和2年度は令和元年度の約1.5倍になっています。



資料：子育て支援課資料

第1期計画の取組を踏まえた今後の課題について

[3つの視点]

1 子どもの生きる力を育む支援の強化

- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもたちが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにしていくことが重要です。
- 家庭だけでなく地域の中にも、子どもが受け入れられ、安心して過ごせる居場所や、悩みや不安を打ち明け、相談できる場を充実させていく必要があります。
- 子どもが地域社会において、様々な体験や遊び、自然との触れ合い、多様な人と関わる機会や出会いの創出など、子どもの生きる力を育む支援の強化が求められています。

2 困難を抱えている家庭へのアウトリーチ型支援の強化(予防的支援の強化)

- 子どもや家庭への積極的なアプローチ等により必要な情報や支援を届け、つながりの入口をつくるアウトリーチ型の支援がより一層求められています。
- 特にひとり親家庭は、保護者ひとりで仕事と子育てを両立していることから、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対してきめ細かく支援していくことが求められています。

3 地域全体で子どもを見守り支える取組の充実

- 子どもの貧困対策の必要性についての普及啓発を進めながら、地域の中で市民一人ひとりが困難を抱える子どもと子育て家庭への支援の大切さに関心と理解を深めていく必要があります。
- 困難を抱えている子どもや子育て家庭はその課題が複合的に絡み合い、解決に向けては支援に多くの時間を要することから、関係機関の連携や情報共有体制をより一層強化し、様々な地域資源を活用しながら、効果的な取組を展開していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本目標（目指す姿）

本市における子ども・子育て支援の総合的な上位計画である「第2期子ども総合計画」の基本理念と基本目標を踏まえ、本計画においても第1期計画の基本目標（目指す姿）を継承し、総合的な子どもの貧困対策の推進に取り組みます。

I 「子どもの力」～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～

- 社会環境や家庭状況のなかで、さまざまな困難さや課題を抱えている子どもがいます。こうした子どもを含め、すべての子どもの権利が等しく尊重され、心身ともに健やかに、自立した大人へと成長できるようにします。

II 「家庭の力」～家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる～

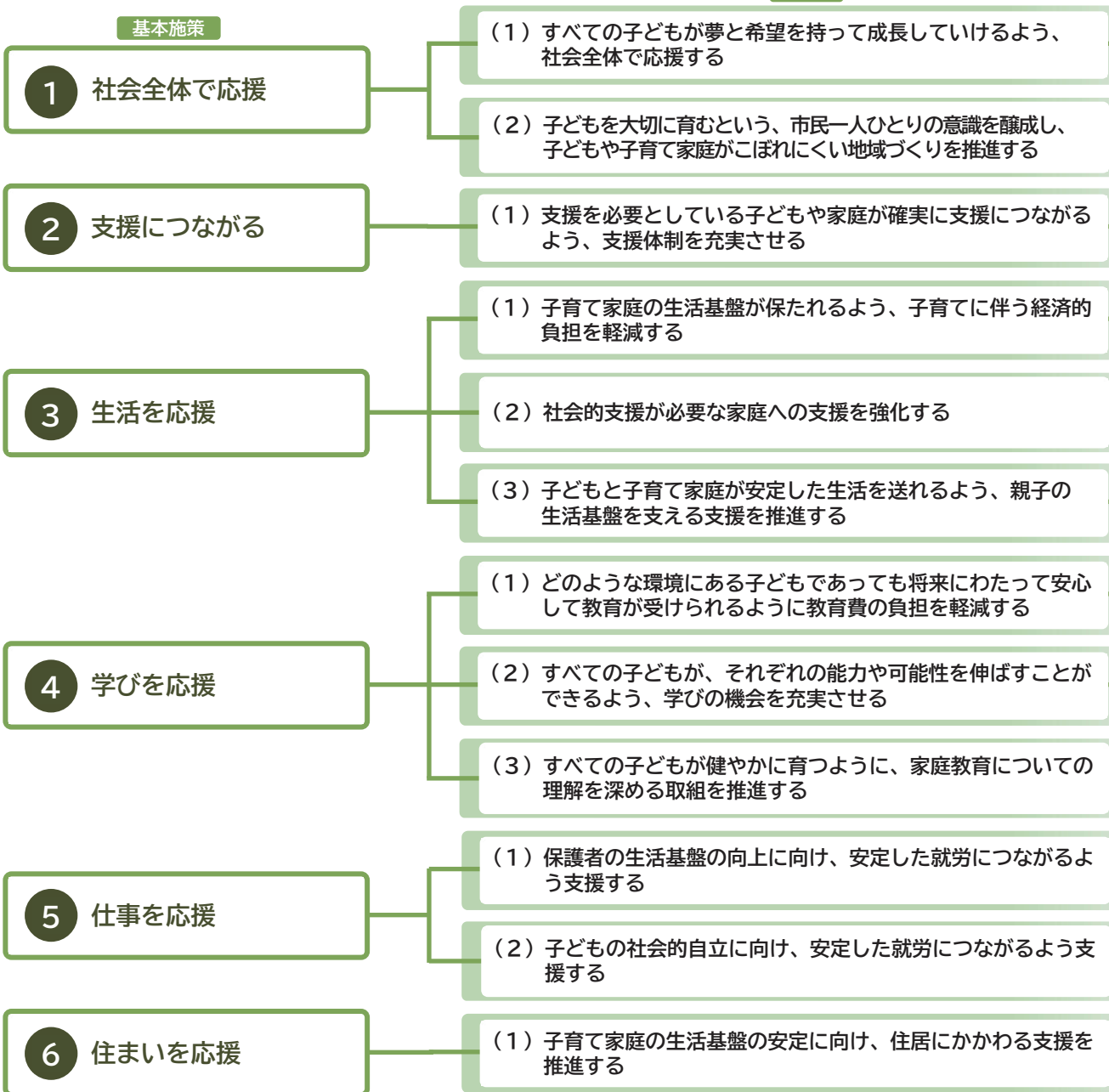
- すべての子どもが健やかに育つために、支援を必要とする家庭へのサポートを充実させ、経済的な負担のみならず孤立や不安などを軽減し、子どものために安心して過ごせる家庭環境をつくることできるようにします。

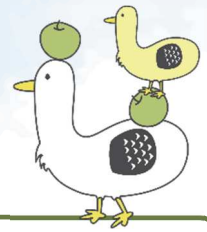
III 「地域の力」～地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える～

- 地域の中で市民一人ひとりが、困難さを抱える子どもとその家庭への支援の大切さに関心と理解を深め、地域社会全体で子どもの育ちを応援できるようにします。

施策

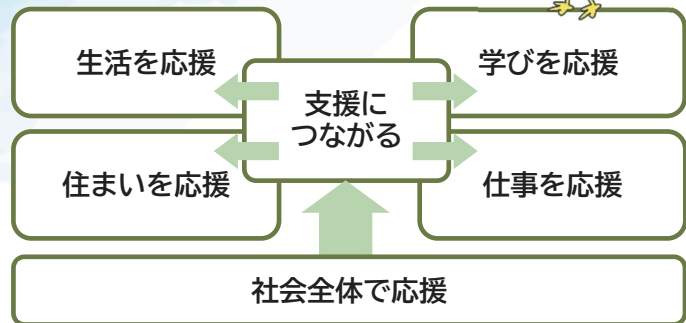
基本施策





(2) 基本施策（6つの柱）

- 本計画では、基本目標の実現に向けて、第1期計画の基本施策である「社会全体で応援」、「支援につながる」、「生活を応援」、「学びを応援」、「仕事を応援」、「住まいを応援」の6つの基本施策（6つの柱）を継承し、3つの視点を特に必要な視点として捉えて、施策、取組、事業を推進していきます。
- そのうち、市民全体で子どもの未来を応援することが要と考え、「社会全体で応援」を最初に位置づけています。



取組

①子どもの将来の夢や希望を社会全体で応援するという機運を高め、子どもの未来と一緒に考える機会を確保する

- ①市民が活躍できる場を広げることで、子どもや子育て家庭に関わる人を増やす
- ②地域における子どもの居場所づくりを推進し、地域住民と子どもが知り合うことのできる接点を増やす
- ③学校・地域・行政等が連携した地域づくりを推進する

- ①子どもが直接相談できる機会を充実させる
- ②家庭の孤立や不安の解消につながるよう、相談窓口の充実・強化、連携を図る
- ③支援が必要な子どもや子育て家庭の課題を早期に把握し、適切な支援につなぐ
- ④支援が届きにくい子どもや子育て家庭にも届く、当事者視点に立った情報発信をする

①子どもと子育て家庭の状況に応じた経済的支援を推進する

- ①ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を整備する
- ②外国籍の家庭への支援を推進する

- ①保護者の生活の自立に向けた支援を行う
- ②保護者の育児負担を軽減する
- ③就労と子育てを両立できる保育環境を充実させる
- ④どのような環境の家庭においても親子の健康の維持・増進を図る

①生活困窮度の高い子育て家庭の教育費の負担を軽減する

- ①すべての子どもが学力を身に付ける機会を確保する
- ②学習面で配慮が必要な子どもの学習を支援する
- ③学校や地域において、さまざまな体験活動の機会を提供する

①家庭教育についての大切さを普及啓発し、理解を深める

- ①保護者に対する就労に関する情報提供及び相談の充実を図る
- ②保護者に対する就労に役立つ資格取得や学び直しを支援する

①子どもや若者が安定した就労につながるよう、就労支援や相談支援の充実を図る

①生活困窮度の高い子育て家庭に対し、住居確保に向けた支援や住居にかかる費用負担の軽減に取り組む

第4章 具体的な取組（主な事業）

第1節 社会全体で応援



（1）すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、社会全体で応援する

すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子ども自身が将来の夢について考える機会を確保します。

主な事業

- 子どもの未来応援講演会
- ゲットユアドリーム
- 子どもの体験活動支援 など

（2）子どもを大切に育むという、市民一人ひとりの意識を醸成し、子どもや子育て家庭がこぼれにくい地域づくりを推進する

子どもの貧困対策に資する活動に取り組む地域の市民団体等との連携を深め、その活動を支援し、市民が活躍できる場を広げます。また、地域の中で安心して過ごせる居場所づくりを推進するほか、学校・地域・行政等が連携した地域づくりを進めます。

主な事業

- 子ども食堂との連携
- 青少年の支援に関わる人材の育成（支援者研修の実施）
- 多世代まるごと居場所づくり（まつどDEつながるステーション）
- 児童館・こども館
- 子どもの貧困対策に係る情報提供の推進
- 中高生の居場所づくり など

第2節 支援につながる



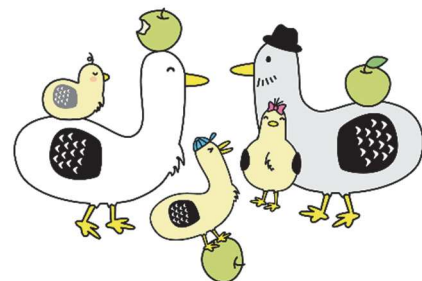
（1）支援を必要としている子どもや家庭が確実に支援につながるよう、支援体制を充実させる

青少年相談やいじめ電話相談の運営、学校教育相談業務といった子どもの抱える悩みを早期に発見するための取組みを行います。また、どのような家庭においても孤立することなく、安心して子育てができる環境を整え、気軽に相談できる体制を充実させます。

さらに、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、早期支援につなげられるよう、アウトリーチ型支援の充実等に取り組むほか、外国籍であるなどにより日本語が不自由な家庭にも支援情報が届くようにします。

主な事業

- 青少年相談
- いじめ相談・いじめ防止対策
- 子育てオンライン相談、子育てオンライン広場
- 福祉まるごと相談窓口
- 産婦健康診査
- 相談窓口一覧冊子「ひとりで悩まないで」の配布 など



第3節 生活を応援



(1) 子育て家庭の生活基盤が保たれるよう、子育てに伴う経済的負担を軽減する

世帯状況や所得に応じて、児童扶養手当や各種手当等の支援を行い、各家庭の状況に則した経済的支援を着実に実施します。

主な事業

- 児童手当
- 幼児教育・保育の無償化
- 幼稚園の預かり保育料の助成 など

(2) 社会的支援が必要な家庭への支援を強化する

就労による自立や生活の安定を図るため、職業紹介や就労支援などを行い、保護者の就労機会の確保に努めます。また、本市では、外国籍の方の人口が増加傾向にあるため、日本語を母語としない方へ日本語学習の支援の充実を図るなど、言葉の理解がスムーズになるように支援を行います。

主な事業

- 母子・父子自立支援プログラム
- ひとり親家庭就労促進事業
- 養育費・面会交流に関する支援
- 日本語教室 など

(3) 子どもと子育て家庭が安定した生活を送れるよう、親子の生活基盤を支える支援を推進する

保護者の就労による自立や生活の安定を図るため、職業紹介や就労支援などを行い、保護者の就労機会の確保に努めます。また、一時的に保育が必要となった乳幼児を預かり、育児負担の軽減に努めます。

加えて、子育て家庭の経済的自立や生活の安定に資する取組を推進するとともに、就労と子育てが両立できる環境づくりを進めるため、保育等のサービスや放課後に関わる事業など、必要な支援を行います。また、すべての親子が健康で生活できる環境づくりを推進します。

主な事業

- ひとり親家庭相談支援業務
- 松戸市自立相談支援センター
- 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 一時預かり事業
- 保育施設の充実
- ママパパ学級 など

ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような18歳未満の子どもとされています。

本市では、松戸市児童虐待防止ネットワークの構成機関や関係機関等に対しヤングケアラーという概念を周知し、早期発見に努めています。

ヤングケアラーとなっている子ども本人の意思確認、保護者から家庭状況の聞き取り等を実施し、子どもの健やかに育つ権利や教育を受ける権利が侵害されていないか確認した上で、学校関係機関と連携し、子どもにとって望ましい支援方法を検討しています。



©一般社団法人日本ケアラー連盟

第4節 学びを応援



(1) どのような環境にある子どもであっても将来にわたって安心して教育が受けられるように教育費の負担を軽減する

家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが等しく教育を受ける機会を確保するため、経済的理由により子どもが教育の機会を逸することのないよう教育費の負担の軽減や学習支援等を実施します。

主な事業

- 就学援助費
- 子どもの学習支援事業
- ひとり親家庭児童学力向上支援業務

など

(2) すべての子どもが、それぞれの能力や可能性を伸ばすことができるよう、学びの機会を充実させる

家庭環境や経済状況に左右されず、子どもたちが適切な生活習慣や学力を身に付け、その可能性を最大限伸ばせるよう学校でのきめ細かな指導を推進します。また、配慮が必要な子どもとその保護者への支援の推進を図るとともに、さまざまな体験活動の機会の提供について、より一層の充実を図ります。

主な事業

- ICTを活用した学習
(GIGAスクール構想)
- 外国人の子どもへの学習支援
- 子どもの体験プログラムの実施

など

(3) すべての子どもが健やかに育つように、家庭教育についての理解を深める取組を推進する

さまざまな子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、性教育も含めた家庭教育の重要性が理解され、子育てに対する安心感・充実感を持つことができるように、保護者が学ぶ機会を提供します。

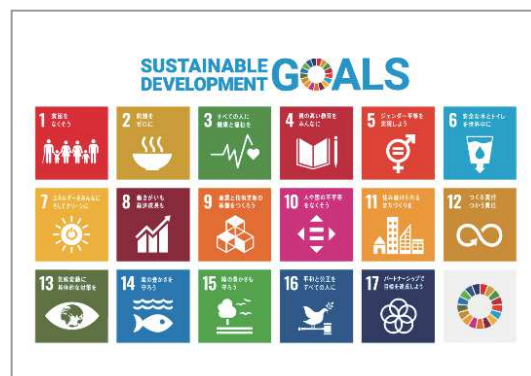
主な事業

- ブックスタート事業
- 親力向上セミナー
- 松戸市版幼児家庭教育の推進

など

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

本計画を推進するにあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな担い手と連携しながら、「すべての子どもの権利が尊重され、心豊かに育つ」まちづくりを目指します。



第5節 仕事を応援



(1) 保護者の生活基盤の向上に向け、安定した就労につながるよう支援する

就労していない、または非正規雇用等で生活が不安定な世帯の保護者に対し、就労に関する情報提供及び相談の充実を図ります。また、ひとり親家庭の生活安定を図るため就労に役立つ学び直しを支援します。

主な事業

- 就職氷河期世代キャリアチャレンジ事業
- 母子・父子就労促進プログラム
- ひとり親家庭就労促進事業

など

(2) 子どもの社会的自立に向け、安定した就労につながるよう支援する

生活困窮世帯等の子どもを対象に将来の就職に向けた相談等の支援を行います。

主な事業

- 若者就労支援業務
(まつど合同企業説明会)
- 生活保護法による各種扶助費(生業扶助費)(技能修得、就職支度費) など

第6節 住まいを応援



(1) 子育て家庭の生活基盤の安定に向け、住居にかかわる支援を推進する

ひとり親世帯等で住居に困っている子育て世帯について、市営住宅に係る優先入居、入居者負担の軽減のほか、子育て世帯等の住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の情報提供等を行います。

主な事業

- 市営住宅の入居者優遇措置
- 市営住宅の費用負担の軽減

など

第5章 計画の推進

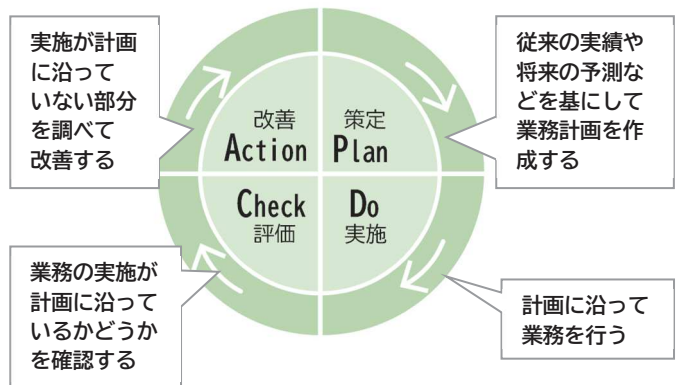
計画の推進体制・進捗管理

(1) 計画の推進体制

- 市民、NPO、地域の施設・機関・団体等の多様な主体と連携し、情報を共有しながら社会全体で総合的に取り組みます。
- また、市役所内の横断的組織で定期的に評価・検証を行うとともに、子ども総合計画の進捗と連動させた管理を行います。

(2) 計画の進捗管理

- 計画期間中は、国、県の施策や動向を注視しながら、各施策の進捗状況等を評価・検証し、適宜、各施策の修正・追加などを実施していきます(PDCAサイクルの導入)。





第2期松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画） 概要版

発行日：令和4年3月

編集・発行：松戸市 子ども部 子ども政策課 子どもの未来応援担当室
〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の5

TEL 047-366-5181 FAX 047-365-1009

URL <https://www.city.matsudo.chiba.jp/>